

# 定 款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、神戸港埠頭株式会社と称する。英文では Kobe Port Terminal Corporation と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、神戸港の国際競争力の強化を図り、もって港湾の振興、貿易の増進及び経済・産業の発展に寄与するため、外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営を総合的かつ効率的に行うこと等を目的として、次の事業を営む。

- (1) 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
- (2) 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
- (3) コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
- (4) 荷役機械の整備、賃貸及び管理運営
- (5) 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
- (6) 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
- (7) 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
- (8) 前各号の事業に附帯する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

### (本店所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

### (公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

### (機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 監査役
- (2) 会計監査人

## 第2章 株式

### (発行可能株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

### (株主割当てによる募集株式の発行)

第9条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第

199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、株主総会の決議により定める。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款に定めるほか、取締役の過半数をもって決定する。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって決定する順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の招集手続)

第14条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続きを経ないで株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第16条 当社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役が複数あるとき、取締役の互選によって選定する。

2 取締役の互選によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数及び監査役の同意によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下「非業務執行取締役」という。）との間に、非業務執行取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

#### 第5章 監査役

(監査役の員数)

第25条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第28条 監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であったものを含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役の過半数の同意によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役の過半数の同意によって免除することができる。

## 第7章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、剰余金の配当を行うことができる。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の排斥期間)

第36条 配当金がその支払提供の日から満3年を超過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当金には利息を付けない。

## 第8章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第37条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金30,000,000円とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所等)

第38条 発起人の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

神戸市

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(施行日)

この定款は平成22年10月5日から施行する。

(平成23年6月21日 第1回定時株主総会 一部変更)

(平成23年6月23日 認可書 国港経第30号)

この定款の変更は、平成23年6月23日から施行する。

(平成26年10月1日 臨時株主総会 一部変更)

(平成26年10月8日 認可書 国港経第79号)

この定款の変更は、平成26年10月8日から施行する。

(平成27年6月29日 第5回定時株主総会 一部変更)

(平成27年7月17日 認可書 国港経第16号)

この定款の変更は、平成27年7月17日から施行する。